

経営事項審査の電子申請をご活用ください！

※一部の許可行政庁では、電子申請の受付を行っていません。

電子化対象手続きについて

- ・経営事項審査申請（経営規模等評価、総合評定値）
- ・結果通知書の発行（システム上でPDFファイルによる発行）
※電子申請をした場合でも紙での通知書を希望することができます。

Gビズアカウントの利用について

- ・システム利用にあたっては、デジタル庁が提供する「GビズIDアカウント」が必要です。
- ・アカウント取得には2～3週間の期間を要しますので、余裕をもって取得をお願いします。
※代理人申請を行う場合は代理人において別途「GビズIDアカウント」が必要です。

バックヤード連携による添付書類の簡素化について

- ・他システムとの連携により確認書類の添付を省略することができます。
- ・連携結果NGの場合はPDFで確認書類の添付が必要となります。

【連携メニュー】

- 分析結果通知書
※認証キーを入力することにより添付不要
- 消費税及地方消費税
※e-Tax申請の場合に限り添付不要
- 技術検定合格証明書
※資格番号等を正しく入力しエラーとならない場合に省略可
※資格番号等未入力の場合はチェック対象外のため確認書類を添付
- 監理技術者資格者証／監理技術者講習受講
※監理技術者資格者証交付番号を正しく入力しエラーとならない場合に省略可
※講習受講「有」で資格者証交付番号未入力の場合はエラーとなるため確認書類を添付
- 建設業経理士検定合格証明書／建設業経理士CPD講習修了証
※合格証明書番号を正しく入力しエラーとならない場合に省略可

手数料の納付について

- ・電子納付（Pay-easy）
※収入印紙による納付も可能です（システム出力した台紙貼付けの上郵送にて提出）

各種通知について

- ・補正指示や手数料納付指示等はシステムで行われ、メールにて申請者へ通知されます。
- ・通知書が発行された場合にもその旨通知されます。
※JCIPマイページでも確認できます。

その他メリットについて

- ・一部の外部アプリケーションからのデータ取り込みが可能。
- ・前回申請データを利用した書類作成が可能。
- ・エラーチェック、自動計算による手間削減や作成誤りの減少
- ・紙の使用量の削減
- ・行政庁訪問時間や郵送コストの削減

問い合わせ先

- ・電子申請システム操作等のお問い合わせについて
電話：0570-033-730（JCIPヘルプデスク）
- ・本チラシについて
電話：06-6942-1141（近畿地方整備局建政部建設産業第一課調査係）

建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）

▶ログインはこちら：<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001>